



奨学金の 返還を支援します。

筑西市に定住す
若者の皆さんへ

筑西市に定住する 若者の皆さんへ！



申請期間 令和8年2月9日(月)～3月6日(金) 必着

助成額

令和7年1月から12月に返還した額の**2分の1**（年間**18万円**を上限）

※市の予算の範囲内で交付するため、予算がなくなり次第受付を終了します。

■助成対象となる奨学金

- ①独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
②茨城県奨学資金 ③その他市長が認める奨学金

手続き方法などの
詳細はコチラ



■助成対象の方(下記のすべてに該当する方)

- ①助成対象の奨学金を利用して大学等を卒業した方

②令和8年3月31日現在で満30歳以下の方

③令和8年1月1日現在で筑西市に住民登録があり、申請日に筑西市に居住している方

④次のいずれかに該当する方 ※就業先の所在地は問わない

 - ・常時雇用者
 - ・個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者
 - ・その他市長が適当と認める者

⑤市税等に滞納がない方

⑥公務員でない方

⑦筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない方

■助成対象期間

市内に居住していた期間分（月単位）です。

ただし、1日以外の日に市内に住所を移した場合は、その翌月から対象期間として計算します。

○基準日：令和8年1月1日

| | 令和7年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和8年 1月 |
|-------------------------------------|------------|----|--------|------|------|----|----|----|----|-----|-----|---------|------------|
| ケース① 令和7年1月1日から 基準日まで市内に居住 | | | | | 居住期間 | | | | | | | | 基準日 1/1 |
| ケース② 令和7年4月10日に転入し 基準日まで市内に居住 | | | 4/10転入 | | 居住期間 | | | | | | | | 基準日 1/1 |
| ケース③ 令和7年11月15日に転出 | | | | 居住期間 | | | | | | | | 11/15転出 | 補助対象ではない |

間合せ先

筑西市企画部地方創生課（4階10番窓口）

〒308-8616 筑西市丙360番地

TEL : 0296-22-0500 E-mail : sousei@city.chikusei.lg.jp

■申請方法

- 地方創生課（市役所本庁舎4階10番窓口）に申請してください。
- 郵送の申請で、不備等があった場合は、再度申請期間内に申請が必要です。
- 支所・出張所の窓口、電子メールでの申請はできません。
- すべての書類が揃ってから申請書等はお預かりいたします。
- 申請書の修正には訂正印が必要となりますので、必ずご印鑑（シャチハタ不可）をお持ちください。

| | 提出書類 | 取得方法 |
|---|---|------------------------------------|
| ① | 筑西市奨学金等返還支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） | 市HPからダウンロード または市地方創生課 |
| ② | 申請者の住民票の写し ※令和8年1月1日以降に取得すること | 市市民課または各支所等 |
| ③ | 申請者の市税納税証明書（完納証明） ※申請日において、最新の証明書を取得すること | 市市民課または各支所等 |
| ④ | 申請者が大学等を卒業したことを証する書類（卒業証明書等） ※昨年度申請した方は不要 | 卒業した学校 |
| ⑤ | 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類 (奨学金貸与証明書等) ※昨年度申請した方は不要 | 奨学金の貸与機関 |
| ⑥ | 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類 (奨学金返還証明書等) | 奨学金の貸与機関 |
| ⑦ | 奨学金の返還の事実を証する書類 (奨学金返還額証明書等) | 奨学金の貸与機関 |
| ⑧ | 就業証明書（様式第2号） ※証明日から3か月以内のもの ※自営業や農業を営まれている方は「確定申告書の写し」や 「事業開始届の写し」等、就労の事実がわかる書類を提出 | 就業先等 市HPからダウンロード または市地方創生課窓口 |

■奨学金返還額証明書を申請する際の注意事項

- 証明する期間は、「令和7年1月1日（令和7年度から返還を開始した人は、奨学金返還開始月の1日）から令和7年12月31日まで」と指定してください。なお、令和7年中に転入してきた方については、表面の「助成対象期間」を参考に、証明する期間の開始月を指定してください。
- 茨城県奨学資金の証明書交付申請書様式には、期間を指定する欄がありません。申請する際に「返還期間を指定した証明書が必要」であることを必ず申し出てください。期間の指定をしないと、返還開始から申請時点までの返還額総額の証明書が発行されてしまい、補助対象期間の返還額を確認できません。

※各種証明書は、発行に時間要する可能性がございますので、時間に余裕をもってご準備ください。

■貸与機関への申請方法及び問合せ先 ※詳細は各貸与機関にお問い合わせください。

- 日本学生支援機構貸与奨学金
 - 【申請方法】日本学生支援機構HP内、情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」から申請
 - 【問合せ先】奨学金相談センター（Tel:0570-666-301）
- 茨城県奨学資金
 - 【申請方法】茨城県教育庁学校教育部高校教育課窓口に申請書を持参または現金書留で申請書を郵送
 - 【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課（茨城県庁22階）（Tel:029-301-5245）